

**建築物の立地を計画する地盤の許容応力度チェックシート**  
**【敷地内地盤調査（または載荷試験）結果がない場合】**

地盤の許容応力度を長期[                      ]kN/m<sup>2</sup>・短期[                      ]kN/m<sup>2</sup>と設定する。

地盤の許容応力度の算定根拠	液状化の可能性の有無 ※2	地盤種別	長期許容応力度の上限値	短期許容応力度の上限値
令第93条ただし書きによる (試掘及び目視に基づく確認)	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 砂質地盤	50 kN/m <sup>2</sup> ※1	長期の数値の2倍
	/	<input type="checkbox"/> 粘土質地盤	20 kN/m <sup>2</sup>	
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 砂質地盤	50 kN/m <sup>2</sup> ※1	
近隣データ他参考による ※3 (平13国交告第1113号による)	<input type="checkbox"/> 無 , <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 砂質地盤 , <input type="checkbox"/> 粘土質地盤	(        )kN/m <sup>2</sup>	(        )kN/m <sup>2</sup>
			「工事着手前までに法定地質調査による設計地耐力等の確認を行い、確認検査機関に報告する。」旨を図面に記載して下さい。	

※1 試掘及び目視に基づいていることから十分な余裕のある値として下さい。

※2 設計者の責任において、特定行政庁等が発信する液状化に関する資料等を発信者の利用条件等を遵守した上で設計者が下す工学的判断根拠の一つとして用いることは可能です。

※3 近隣データを参考にして地盤の長期許容応力度を定める場合は、事前に建築確認検査機構・企画審査部構造担当にご相談下さい。

◎ 建築確認済証交付後、地盤改良等の変更がある場合は、軽微又は計画変更を提出して下さい。

設計者: (1級、2級、木造)建築士 第

号

印

(20170626)